公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団定款

平成25年4月1日 島根県認定

改正 平成 28 年 5 月 30 日財団定款第 1 号 令和 6 年 5 月 30 日財団定款第 1 号 令和 7 年 5 月 29 日財団定款第 1 号

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人松江市スポーツ・文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県松江市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育・スポーツ・文化の振興に関する事業を行い、もって市政の発展と市民 の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) スポーツをとおして市民の健康な心とからだをつくり、生涯スポーツの普及・振興を目的とする事業
 - (2) すぐれた芸術文化や文化情報に接する機会の提供と市民に新しい芸術文化の創造と活動の拠点とし、文化活動の普及に関する事業
 - (3) 多様化する市民の学習ニーズや図書館サービスへの対応を図り、市民に親しまれる文化の広場としての役割を高めることで、読書普及活動の推進に関する事業
 - (4) 児童及び青少年の健全な育成を目的とする事業
 - (5) 教育・文化・スポーツ等に関する施設の管理運営に関する事業
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- **第5条** この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、その他法令で定める書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書 (活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時 評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認 を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、その他法令で定める書類

第9条 削除

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人

- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって 生計を維持しているもの
- ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- へ 口から二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある ものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省 設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律によ り設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後 も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第13条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給 基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(活動計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項 (開催)
- 第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集 する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招 集を請求することができる。

(決議)

- 第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに 記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に次の役員を置く。

理事 5名以上7名以内

監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を副理事長とし、専務理事1名、常務理事1名をおくことができる。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事、常務理事をもって同法第197条で準用される第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 (理事の職務及び権限)
- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長、副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務 を執行し、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を 分担執行する。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する 定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の 満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 (役員の解任)
- **第25条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。 (役員の報酬等)
- 第26条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める 総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等 として支給することができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て別に定める。

(損害賠償責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する法第 114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事及び監事の責任を法令の限度において免除することができる。

(参与)

- 第28条 この法人に参与を若干名置くことができる。
- 2 参与は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 参与は、理事長の諮問に応じて、理事長に意見を述べ又は理事会において意見を述べることが できる。
- 4 参与の報酬は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び専務理事、常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。 (決議)
- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

(解散)

- 第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。
- **第36条** この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合 (その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公 益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は 国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社 団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与 するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

- 第40条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 補則

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第1項に定める公益 法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は(理事長)福島律子、(副理事長)中村晴洋、松浦俊彦とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は(常務理事)松浦克司とする。

附 則 (平成 28 年 5 月 30 日財団定款第 1 号)

この定款は、変更登記の日(平成28年7月1日)から施行する。

附 則(令和6年5月30日財団定款第1号)

この定款は、変更登記の日(令和7年4月1日)から施行する。

附 則(令和7年5月29日財団定款第1号)

この定款は、令和7年5月29日から施行し、改正後の定款は、令和7年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

移行時の基本財産	
定期預金	1,000,000円